



自治振興課
まちづくり定住推進係
☎0824-73-1257

4月1日に施行された「庄原市まちづくり基本条例」をシリーズで掲載中。
先月号に引き続き、第7章 まちづくりにおける市政運営について説明します。

（意見および要望への対応）

第13条 市は、市民から意見、要望がなされたときは、その内容や状況などを的確に調査し、迅速かつ誠実に対応するものとします。

解説

市民からの意見や要望を、今後のまちづくりに生かすことが求められています。

（情報共有および個人情報の保護）

第14条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有を図るため、市の保有する情報を積極的に提供するものとします。

2 市は、情報を提供するにあたり、わかりやすく表現するとともに、市民が公正、公平に情報の提供を受けることができるよう努めるものとします。

3 市は、情報を提供するにあたり、個人情報保護の保護について必要な措置を講じるものとします。

解説

「情報共有」は基本原則のひとつであり、第5条でも「市民の知る権利」を規定しています。

市は個人情報の保護に留意しつつ、積極的に情報提供を行わなければなりません。

（住民投票）

第15条 市長は、まちづくりに関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとします。

2 各主体は、前項に定める住民投票で得た結果を尊重するものとします。

解説

法令に定めのない住民投票を実施するには、投票資格や執行手順などを定めた住民投票の条例を制定する必要がありますと考えており、ここでは「住民投票の条例案を提案することができ」という市長の権限を改めて示しています。

条例の制定は「市長発議」のほか、地方自治法で「住民からの請求」「議員の発議」による手法が定められています。

なお、住民投票の結果がそのまま本市の意思決定となるものではないため、「結果を尊重する」としています。

私にもできる 獣害対策

シリーズ



林業振興課 ☎0824-73-1124

● 獣害・守れる集落の作り方

その⑦ 根菜かじる真犯人

前回はモグラのお話でした。

「捕れたモグラは少し離れた山林にでもそとと逃がして」とお話ししました。トンネルを掘って野菜苗を枯らすこともありますが、モグラはネキリムシやコガネムシの幼虫などを退治してくれる益獣でもあるからなんです。

では、ダイコンやサツマイモに穴をあける真犯人は？

ハイ、犯人はネズミ。というわけで、今回はネズミの捕り方をお話しします。

生活の場の違い

モグラは目が退化した完全な土中生活者。しかし、アカネズミやハタネズミのようにイモをかじるネズミは地表と地中の両刀使い。モグラのトンネルを

利用したり、柔らかい土なら自分でもトンネルを掘ったりします。

天敵のフクロウやキツネにできるだけ見つからないように、土中や枯れ草などの堆積物の下を生活の場としています。

上手な捕り方

お勧めは資材屋などで売っているネズミ専用の強力な粘着トラップ。粘着剤の付いた厚紙に線が入っていて三角柱に組み立て、畝間や畑の片隅に置いてください。

捕れるマジナイ

仕掛けるときの大切なマジナイを二つと教えておきますね。

マジナイ①は、トラップの真ん中にはんひとつまみ、ネズミの大好きな黒ゴマをくっ付けておくこと。最初から黒ゴマを付けた状態で売っている商品もあります。

マジナイ②は、置いたトラップの上にワラを分厚くかぶせること。ワラは結束ヒモを切らずにそのまま5〜6把。ワラが手に入らない人は枯れ草や古い座布団の綿でもいいですよ。

（近畿中国四国農業研究センター井上雅央）

